



元気ちば! 健康チャレンジ

健康づくりを応援

ち~バリュ~の店

目指そう! 元気ちば



元気ちば! 健康チャレンジ事業『ち~バリュ~の店』 ご協賛についてのご案内

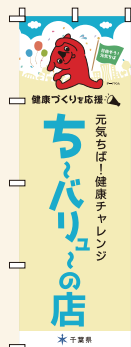
「元気ちば! 健康チャレンジ」とは、令和2年12月から開始された千葉県民向けの健康づくり支援事業です。各市町村の健康ポイント事業参加者が健康診断やウォーキングイベントなどで一定のポイントを獲得すると「ち~バリュ~カード」の交付申請ができ、協賛店に「ち~バリュ~カード」を提示するとサービス特典が受けられるものとなっています。協賛店は千葉県内に店舗があることが条件となり、「飲食」「ショッピング」「美容・健康」「スクール」「レジャー」など様々な業種からご協賛いただけます。また協賛サービス内容は各店舗自由に設定が可能です(サービス例:5%割引、ポイント・スタンプ増量、100円引き、体験無料、ドリンク1杯無料、景品プレゼント等)

ご協賛参加については4つのメリットがあります



サービス内容を記載して店頭PR

ステッカー (A5サイズ)



協賛店の目印に!

のぼり旗 (縦180cm×横60cm)

1.お店のイメージアップに

千葉県民の健康づくりを応援する店舗として貴店のイメージアップに!

2.お店のPRに

公式ホームページ「ち~バリュ~ネット」上で店舗情報を掲載しPR!

3.新規顧客の獲得に

千葉県全域、健康ポイント事業参加者の来店獲得に!

4.PRツールを無料でご提供

協賛店の目印となる「のぼり旗」や「ステッカー」を無料提供!

サービス開始までの流れ

①協賛申込 ▶ ②審査・承認 ▶ ③ツール ▶ ④WEBページ掲載・協賛開始

※協賛規約に反する内容等はお断りする場合もございます。

協賛のお申し込みは下記エントリーフォームから受け付けています ※登録無料

<https://chi-value.com/entry/>

※上記フォームをご覧いただけないなどの場合は、お電話やFAXでお申し込みを受け付けております。お気軽に下記事務局までお問い合わせください。 ※協賛店は千葉県内に店舗があることが条件となります。



詳しくはWEB
サイトをご覧ください!



<https://chi-value.com/>

ち~バリュ~

検索

《お問い合わせ》

元気ちば! 健康チャレンジ事業事務局
mail info@chi-value.com

TEL 070-4480-5997(平日 9:00~17:00)
FAX 043-379-6026

主催 千葉県健康福祉部 健康づくり支援課
TEL 043-223-2661(平日 9:00~17:00)

FAX送信先：043-379-6026
「元気ちば！健康チャレンジ」事業事務局行

※処理欄

承認 ・ 不承認 処理者

受付印

年 月 日

企業・団体名

千葉県知事 様

役職・氏名

(健康づくり支援課健康ちば推進班 行)

(担当者情報
非公開)

担当者連絡先
(店舗と異なる場合のみ記入)

メールアドレス

元気ちば！健康チャレンジ事業協賛申込書

「元気ちば！健康チャレンジ事業協賛規約」に同意の上、下記のとおり協賛することを申し込みます。

協賛内容 (提供していただくサービスと提供の条件を記入して下さい。)

内容

条件 ち〜バリュ〜カードの提示 要
その他 (設定する場合は以下に記入)

協賛開始日

年 月 日

※原則、当月1日～15日の申込⇒翌月初日までのご掲載／当月16日～末日の申込⇒翌月16日までのご掲載となります。原則日程以降の掲載希望の場合のみ記入。

協賛店
(複数ある場合は別紙でも可)

営業内容
(該当項目に☑)
※1つ選択

- 飲食 ヨギ・ソウ 美容 健康・スポーツ リラクゼーション
 スクール 文化・芸術 イベント・観光 宿泊 暮らし
 レンタル 金融・保険 専門サービス

※県・事務局の判断により、ご希望の категория以外での掲載となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

フリガナ
店舗名

所在地

交通アクセス

駐車場

有 (台) ・ 無

営業時間

定休日

連絡先

(電話番号)

店舗ホームページURL

PRツールの送付希望

- のぼり旗のみ希望 ステッカーのみ希望
 ステッカーとのぼり旗を希望 希望しない

PRツールの送付先

(送付先に☑)

協賛店へ送付

以下の住所へ送付 ※協賛店所在地以外を希望する場合に記載
〒

お店のPRや健康づくりに取り組む県民へのメッセージ (200文字以内)

HP掲載写真の別途送付

有 無

※「有」の場合、info@chi-value.com に画像を添付にて送付(最大2枚、5MB程度まで)

(注1) 処理欄には何も記入しないこと。

(注2) この申込書は、協賛を開始する日の2週間前までに提出すること。

(注3) この申込書に記入する内容は、申込者欄を除き、千葉県が行う周知活動(HP等)において公開されることを前提とすること。